

ブロック塀の安全点検を行いましょ

★建築開発課 ☎ 1140

大阪府北部を震源とする地震により、ブロック塀倒壊による痛ましい事故が発生しました。今後発生するかもしれない地震に備え、ご自宅のブロック塀の点検をして安全を確認しておきましょう。

ブロック塀の技術的な点検は、専門業者（塀や住宅を施工した業者等）に相談してください。

参考

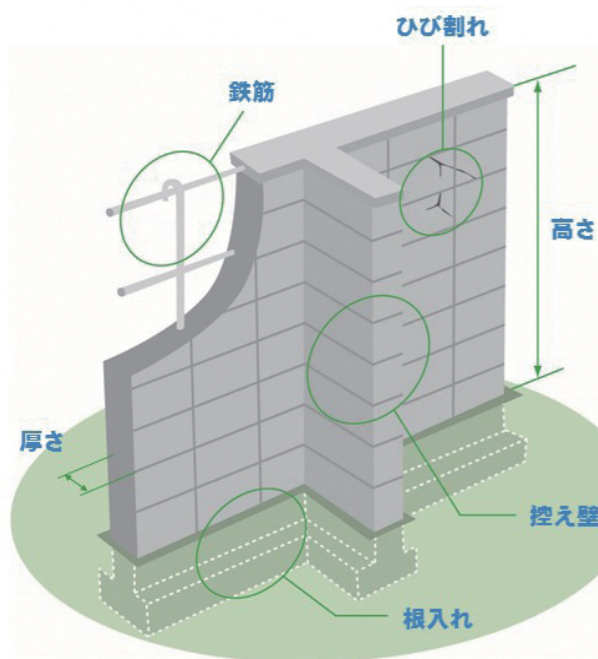
ブロック塀点検チェックポイント

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/blockshei>

e-toko ブロック塀診断カルテ

<http://www.o-seven.co.jp/~e-toko/labo/block/qanda.php>（診断結果は目安程度にお考えください）

ブロック塀の点検のチェックポイント



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）
- 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 塀に鉄筋が入っているか
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

<専門家に相談しましょう>

<専門家に相談しましょう>

出典：
パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013.1より一部改

建築物に関する補助制度をご活用ください

多数の人が利用する建築物の耐震診断・耐震改修に関する補助制度

埼玉県では、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された建築物のうち、診療所や店舗、福祉施設などの多数の人が利用する建物で一定規模以上の建築物に対して、耐震診断、耐震補強設計、及び耐震改修の費用の一部を補助しています。

★埼玉県建築安全課 ☎ 048-830-5527

建築物のアスベスト対策に関する補助制度

埼玉県では、民間建築物のアスベスト対策として、アスベスト含有のおそれのある吹付け材の含有調査、及び吹付けアスベストの除去等工事に対する費用の補助をしています。

★埼玉県建築安全課 ☎ 048-830-5525

～もしもの災害に備えて～

避難行動要支援者避難支援制度

★地域福祉課 ☎ 1142

災害が起きた時に、自分では避難することが難しい方を、自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員、近所の方など地域で連携して支援する制度です。

避難行動要支援者



災害時の支援

避難支援等関係者



自治会・自主防災組織、
民生委員・児童委員、消防団等

制度の対象となる方（避難行動要支援者）

- 1 65歳以上のひとり暮らしの方
- 2 70歳以上のみの世帯の方
- 3 要介護度4以上の方
- 4 身体障害者手帳（1～3級）の交付を受けている方
- 5 療育手帳（A、A、B）の交付を受けている方
- 6 精神障害者保健福祉手帳（1、2級）の交付を受けている方
- 7 その他避難支援が必要な方

※在宅の方を対象とした制度です。施設・病院などに長期間入所・入院されている方は対象となりません。

登録

市役所



災害時の避難支援に役立てるため、対象者の名簿を作成します。名簿に登載された方のうち、同意を得られた方については、平常時から避難支援等関係者に情報提供し、日頃からの防災対策に役立てます。

情報提供

避難の際、支援が必要な方は同意書の提出をお願いします

避難行動要支援者の対象となると思われる方に、「個人情報提供に関する同意確認書」を郵送します。

災害が起きた時に、避難支援を必要とされる方は、「個人情報提供に関する同意確認書」に必要事項を記入し、同封の返信用封筒に入れポストに投函してください。

注意事項

個人情報の提供に同意すること、災害時の避難支援が必ずなされることを保証するものではありません。
また、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

名簿の取扱い

同意をした方の名簿は、日頃からの防災対策に活用します。災害が発生し、避難が必要となった場合には、同意の有無にかかわらず、制度対象全員の名簿を避難支援等関係者に提供し、安否確認や避難支援等に使用します。

個人情報

個人情報は、行政、及び避難支援関係者で適正に管理し、避難支援の目的以外には使用しません。

※本庄市はこれまで「災害時要援護者避難支援制度」としていましたが、災害対策基本法の一部改正により、「避難行動要支援者避難支援制度」に名称を変更します。